

令和2年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市立前島診療所	所在地	志摩市志摩町和具1066番地
指定管理者名	公益社団法人地域医療振興協会	指定期間	平成30年4月1日から令和10年3月31日
設置目的	介護老人保健施設の開設による管理・運営		
業務内容	(1)診療所における診療に関する業務、(2)診療所の運営に関する業務 (3)診療所の利用に係る料金の徴収に関する業務、(4)診療所の施設及び設備等の維持管理に関する業務 (5)その他市長が診療所の管理上必要と認める業務		
施設概要	鉄筋コンクリート・3階建1階部分 診療科目：内科、外科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、整形外科		
職員体制	医師5名、看護師3名、准看護師1名、事務2名		
施設所管課名	病院事業部		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	比較(C-B)	
事業 収支	収入	指定管理料	30,000,000	30,000,000	30,000,000	
		利用料金	85,597,231	83,023,465	76,653,981	-6,369,484
		その他	2,073,971	614,357	6,751,687	6,137,330
		計(a)	117,671,202	113,637,822	113,405,668	-232,154
	支出	人件費	73,344,490	74,827,471	68,898,135	-5,929,336
		管理運営費	29,179,370	26,765,172	28,126,336	1,361,164
		その他	170,032	909,092	408,033	-501,059
		計(b)	102,693,892	102,501,735	97,432,504	-5,069,231
収支差引額(a-b)		14,977,310	11,136,087	15,973,164	4,837,077	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	(収入) 新型コロナ補助金によるその他収入の増加 (支出) 年度途中まで看護職員が1名少ない状況で運営していたため人件費が減少。
----------------------------------	---

3 総合評価

指定管理者	市
<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症による世界的な影響があり、診療所運営についても受診控えがあり患者数は昨年度から引き続き減少した。</p> <p>収入については利用料金が減少したもののコロナ関連補助金による収益があったため合計収益は昨年度とほぼ横ばいの数字となった。</p> <p>全体的に施設の管理運営については、協定書に基づき法令を遵守して適切に行った。</p>	<p>前身である前島病院から診療を継続し、定期的に受診する患者が大半を占めており、新規の患者は少ない。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数は、減少しているが補助金収入により、収益は、横ばいとなっている。</p> <p>施設自体が老朽化しているため、施設の運営管理には、苦心してもらっているが協定書に基づき法令を遵守して適切に行っている。</p> <p>患者の声を把握するために意見箱を設置しているが昨年度は、意見がなかった。せつかくの試みであるので、広く患者の声が聴けるよう、工夫していただきたい。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	施設の目的や基本方針について事業計画書にも記載があり、日々の業務にも理解の程が見受けられる。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の目的である医療の提供を医療法に基づき十分に達成された。	A	施設の利用者数・運営状況から施設の設置目的は、達成できている。
	③運営状況	A	事業計画どおりの診療日数・時間を達成した。	A	事業計画書のとおり運営が行われている。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	法定人数以上の有資格者の配置、その他の職員も適正に配置した。勤務実績においても特に問題はなかった。	A	職員の配置は、適切に行われており、勤務実績も適切に記録されている。
	⑤意思疎通	A	毎月の業務報告および情報共有が必要な事項が発生した際は遅滞なく報告を行った。	A	毎月の業務報告、修繕が必要な箇所等の報告等情報共有が適切に行われている。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	各種業務に係る記録の保管は適正に行われている。	A	各種業務に係る記録の保管は、適正に行われている。
	⑦使用許可等	A	協定書の定めによるところにより適正に事務を行った。	A	協定書の定めにより、適正に事務を行っている。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	協定書のとおり帳簿による徴収等の状況管理を適正に行った。	A	協定書のとおり、帳簿による徴収等の状況管理を適切に行っている。
	⑨個人情報	A	個人情報取り扱い特記事項のとおり適正な取り扱いを行った。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取り扱いを行っている。
	⑩法令遵守	A	医療法および志摩市立国民健康保険病院事業の設置に関する条例の規程を理解し遵守した。	A	関係法令等を理解し、遵守している。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	ご意見箱の設置によりニーズの把握や、診療時間外の急患の対応を行った。	B	ご意見箱を設置し、患者のニーズを把握できるように努めているが利用されていないため、工夫していただきたい。
	②利用者の平等な利用	A	定期的な勉強会を実施し、サービスの平準化を行い高い質の医療サービスの提供を図った。	A	期待されるサービス水準を維持できている。
	③適切な情報提供	A	イベント情報などを施設内で掲示。またHPにも施設内の画像を掲載することにより情報提供を行った。	A	掲示版、HPなどを活用し、適切に状況提供を行っている。
	④非常時・緊急時の対応	A	緊急時マニュアル、防災マニュアルおよびBCPを作成し事故発生時・緊急時の対応が適切に行えるよう整備できている。	B	マニュアルの整備はされているが緊急を想定した訓練を実施していただきたい。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	委員会を設置し、適切な対応を行っていた。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	B	自動販売機の設置し、利用者提供しているがニーズの把握が十分とはいえない。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	毎月の経営会議により、改善点を見直し、事業計画に反映した運営を行っている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	毎月の施設巡視活動により、建物・設備の状況を把握している。専門業者による保守点検の実施も行っている。	A	経年劣化は否めないが保守点検等により、安全性や良好な機能保持に努めている。
	②備品の管理	A	2万円以上ものは備品台帳により適切に管理した。	A	規定に基づき、備品台帳の整備がされ、管理、点検、保守がなされている。
	③備品・設備等の整理整頓	A	毎月の施設巡視活動により、危険個所の特定を行い対応策を周知することで整理整頓に努めた。また、5S活動を掲げて実施している。	A	整理整頓が行われており、快適な仕事環境に努めている。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	協定書に定められた額未満の修繕は速やかに実施した。 市の予算にて行う修繕が発生した場合には遅滞なく所管課と調整を行った。	A	必要な場合は、修繕の処理がされ、適切な処置が講じられている。また、その内容も適切に記録されている。
	⑤清掃業務	A	業者による清掃委託により清潔な状態を保つよう努めた。	A	委託業者による清掃作業が実施され、清潔な状態が保たれている。
	⑥防犯体制	A	帳簿による鍵の管理を適切に行った。防犯対策のために警備会社による遠隔警備を実施している。	A	適切に管理が行われており、防犯面に関しても求められる水準を満たしている。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類も保管している。簿記有資格者による会計処理および委託税理士による確認作業も実施している。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管等が適切に行われており、有資格者による会計処理が適切に行われている。
	②公租公課に滞納はないか	A	公租公課は納付期限までに適正に納付した。	A	期限内に納付されている。
	③適正な収支状況にあるか	A	指定管理料により適正なバランスで運営を継続できている。	A	決算資料等から財務状況は健全であると認められる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。